

造林・生産・保護事業における単品スライド条項の適用について

単品スライド条項適用の背景

- ・主要な材料価格の急激な変動
- ・契約締結時に想定した価格水準の維持が困難
- ・契約の公平性・均衡を確保する必要性

中東情勢の変化等により、今後の動向が不透明であることから
対応方法について整理しておく必要がある

【参考】令和8年4月17日 国土交通省事務連絡
『単品スライド条項の運用について』

単品スライド条項の契約上の位置づけ

根拠条項: 工事請負契約書 第26条第5項

対象: 燃料油等

病虫獣害防除資材

趣旨: 市場価格の著しい変動による契約不均衡の是正

性格: あくまでも契約条件を調整するといった位置づけである

※ 生産事業等のように燃料油等価格が予定価格に内包されている場合であっても、契約締結後に中東情勢の変化等といった特別な要因により燃料油等の市場価格が著しく変動した場合は単品スライド条項の適用対象となる
なお、燃料油等は燃料油(ガソリン・軽油・混合油・重油・灯油)及びチェーンソーオイルとする

区分	条項	概要
国土交通省	工事請負契約書 第26条第5項	価格変動時の請負代金額調整
国有林野事業(生産事業の場合)	国有林野事業製品生産事業請負契約 約款第26条第5項	工事請負契約書第26条第5項と 文言が同一

単品スライドの主な適用条件

- ① 工期末まで2ヶ月以上残っていること
- ② 変動額が請負代金額の1%を超えること
- ③ 市場価格変動を対象とするものであることから随時変更は行わず、精算的な変更契約とする
- ④ 部分払があっても部分検査の通知文書に対象とする旨記載することで対象とすることが可能

単品スライド手続きの流れ

- ① 請負者がスライド協議を請求(様式1)
- ② 発注者が協議開始日を通知、請負者より購入価格を証明する書類(実際の購入金額が分かる領収書等と2社以上の見積もり)を受領
- ③ 2社以上の見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入価格での検討を行うことの妥当性を確認
- ④ 実際の購入価格と実勢価格を比較
 - ・実際の購入価格・・・燃料油等を複数の月に購入した場合は購入価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格
 - ・実勢価格・・・購入した翌月の実勢価格を平均した価格
- ⑤ ④にて算出した価格から燃料油等価格に係る金額を算定し変動額を決定
- ⑥ 変動額が請負金額の1%を超える場合は超えた金額について変更契約し、請負金額に上乗せし最終払い時に支払う(1%を超えない場合はスライド協議対象外)
なお、インフレスライドを既に行っており、受注者負担の1%を控除している場合は単品スライド時に1%の控除は行わない

項目	調査価格(実勢価格)	実際の購入価格	2社以上の見積もり
入手方法	局署等が調査した市場価格	請負者提出の証明書類	請負者提出の証明書類
役割	市場価格水準の把握	実際の調達実態の確認	実際の購入価格との比較(1ヶ月以上)
採用方法	原則、安価な方を採用	条件を満たす場合は高価でも採用可	

証明書類に複数の契約を含んでいる場合の対応

証明書類については、契約ごとに整理されているものを提出すること。なお、証明書類に複数の契約を含んでいる場合は、証明書類の内訳(どの契約にどのくらい使用したのか)一覧表等を作成し証明書類と併せて提出すること
なお、一覧表等については作業日報等から按分を行うなど客観的に説明ができるものとする

部分払いがある場合の基本ルール

【原則】

変更契約前に部分払いを行った出来高は控除対象

【例外】

部分完了検査の通知を行う書面に「単品スライド協議の対象とする」旨明記すれば単品スライド対象とできる

(例)

請負者

『今回、請求する部分払いについては、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第26条第5条の請求対象とすることを要請します』

発注者

『当該部分検査で確認した出来高は国有林野事業製品生産事業請負契約約款第26条第5条の請求対象とします』

工事請負契約書第26条第5項(単品スライド)実施フロー (燃料油等の変更契約)

燃料油等については、特定資材の価格変動と位置付けられており、変動が大きいことから単品スライドによる契約変更の対象となるが、その取扱いについては下記のとおりとなるので留意すること。

1. 当該請求が工期末まで2月以上あること
2. 変動額(増額分又は減額分)が請負代金の1%を超えること
3. 市場価格が変動することから、変更契約は随時行うのではなく、最終の完了届提出前に変更契約することとする。

なお、燃料単価の変更に当たっては、事業者が証明書類を提出することでその加重平均額を用いることとする。

証明書類の提出が困難な場合であってやむを得ない場合は局署等が調査した価格(実勢価格)を用いることとする。

4. スライド協議までの間に部分完了払いを行う場合であっても部分完了検査の通知を行う書面に「部分払いの対象となった出来高部分についてもスライド協議の対象とすることができる」旨記載することで単品スライドの対象とできる。

